

戦没者等のご遺族の皆さんへ

第10回特別弔慰金が支給されます

戦後70周年にあたり、今日のわが国の平和と繁栄の礎となった戦没者等の尊い犠牲に対し、国として改めて弔慰の意を表するため、戦没者等のご遺族に特別弔慰金（記名国債）が支給されます。

第10回特別弔慰金については、ご遺族に一層の弔慰の意を表するため、償還額を年5万円に増額するとともに、5年ごとに国債が交付されます。

支給対象者／戦没者の死亡当時のご遺族で、平成27年4月1日（基準日）

戦没者等の遺族に対する第10回特別弔慰金【説明会日程】 ※開始時刻から全体説明を始めます

日時	会場
7月13日(月) ①9時30分 ②13時30分	中央公民館
7月14日(火) 9時30分	箕田公民館
7月14日(火) 13時30分	田間宮生涯学習センター
7月15日(水) ①9時30分 ②13時30分	あたご公民館
7月16日(木) 9時30分	笠原公民館
7月16日(木) 13時30分	常光公民館
7月17日(金) ①9時30分 ②13時30分	吹上生涯学習センター
7月22日(水) ①9時30分 ②13時30分	川里生涯学習センター

【請求書受領会日程】 ※受付順

日時	会場
8月20日(木) ①9時30分～12時 ②13時30分～16時	中央公民館
8月21日(金) 9時30分～12時	箕田公民館
8月21日(金) 13時30分～16時	田間宮生涯学習センター
8月25日(火) ①9時30分～12時 ②13時30分～16時	あたご公民館
8月28日(金) 9時30分～12時	笠原公民館
8月28日(金) 13時30分～16時	常光公民館
9月1日(火) ①9時30分～12時 ②13時30分～16時	吹上生涯学習センター
9月3日(木) ①9時30分～12時 ②13時30分～16時	川里生涯学習センター

において、「恩給法による公務扶助料」や「戦傷病者戦没者遺族等援護法による遺族年金」等を受ける方（戦没者等の妻や父母等）がいない場合に、次の順番による先順位のご遺族お一人に弔慰金が支給されます

1. 平成27年4月1日までに戦傷病者戦没者遺族援護法による弔慰金の受給権を取得した方
2. 戦没者等の子
3. 戦没者等の①父母、②孫、③祖父母、④兄弟姉妹で戦没者等の死亡時まで引き続き1年以上生計関係を有していた方

4. 上記1～3以外の戦没者等の三親等内の親族（甥、姪等）で戦没者等の死亡時まで引き続き1年以上の生計関係を有していた方

支給内容／額面25万円の5年償還の記名国債で支給

請求期限／平成30年4月2日(月)

※請求期限を過ぎると特別弔慰金を受けることができなくなりますので、ご注意ください

その他／本市では、戦没者等の遺族に対する第10回特別弔慰金について、説明会及び請求書受領会を左記の日程・会場にて行います。

ご都合の良い日程・会場へお越しください。

請求窓口／福祉課社会福祉担当及び

平成27年 第1回臨時会

議長に田中 克美氏、
副議長に潮田 幸子氏、
監査委員に金子 雄一氏
を選出



議長
田中 克美氏



副議長
潮田 幸子氏



監査委員
金子 雄一氏

両支所福祉グループ
問い合わせ／福祉課社会福祉担当
（内線2612）、吹上支所福祉グループ（内線73221）、川里支所福祉グループ（内線74117）

